⑹　Contact point for tender documentation : Takeo Moriyama, First Technical review Section, Design Division, Rural Infrastructure Department, Chugoku-Shikoku Regional Agricultural Administration Office, 1―4―1 Shimoishii kita-ku Okayama city Okayama prefecture 700―8532 Japan. TEL 086―224―4511 ex. 2625

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年9月7日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
関西文化学術研究都市事業本部
本部長　福田　太郎

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　26

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　木津中央地区　2－1工区外整地その他工事他2件（枠組み協定型一括入札）（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　京都府木津川市大字木津外
⑷　個別工事概要
①　当初工事
工事名称：木津中央地区　2－1工区外整地その他工事
契約時期：平成21年12月（予定）
工事期間：平成21年12月から平成22年3月31日まで（平成23年3月まで延伸予定）
工事内容：整地工　流用土盛土　V＝590,000㎥、地盤改良工　V＝30,000㎥、構造物撤去工　1式､防災施設工　1式、伐採工　A＝340,000㎡、伐採材破砕工（処分含む）V＝13,000㎥　道路工　L型側溝　L＝2,800m　舗装工　排水性舗装　A＝13,000㎡、歩道舗装　A＝19,000㎡（ＩＬＢ）　排水工　雨水本管　L＝1,180m（φ250～φ1350）、汚水本管　L＝1,440m（φ200、φ500）　電気設備工　歩車道照明　36箇所　水道管布設　L＝2,100m（φ600）　L＝2,100m（φ350）
②　契約予定工事1
工事名称：木津中央地区　4－6工区外整地その他工事
契約時期：平成22年4月（予定）
工事期間：平成22年4月から平成23年3月まで
工事内容：整地工　流用土盛土　V＝290,000㎥、防災施設工　1式、伐採工　A＝64,000㎡、伐採材破砕工（処分含む）V＝5,000㎥　道路工　L型側溝　L＝6,200m　舗装工　排水性舗装A＝10,000㎡、アスファルト舗装　A＝22,000㎡、歩道舗装　A＝11,000㎡（ＩＬＢ）　排水工　雨水本管　L＝880m（φ250～φ700）　汚水本管　L＝970m（φ200）　電気設備工　歩車道照明　33箇所
③　契約予定工事2
工事名称：木津中央地区　2－2工区外整地その他工事
契約時期：平成23年4月（予定）
工事期間：平成23年4月から平成24年3月まで
工事内容：整地工　流用土盛土　V＝740,000㎥、地盤改良工　V＝7,500㎥、防災施設工　1式、擁壁工　L＝270m（重力式H＝0.8～4.0m）　道路工　L型側溝　L＝670m　舗装工　排水性舗装　A＝3,300㎡､歩道舗装　A＝2,200㎡（ＩＬＢ）　排水工　雨水本管　L＝500m（φ600～φ1650）　汚水本管　L＝830m（φ200）　電気設備工　歩道照明　24箇所
⑸　工事実施形態
①　⑵の工事（以下「本工事」という。）は、予定価格を事前に公表した上で、当初工事と契約予定工事の一括競争入札により落札者を決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式の試行工事である。
②　本工事は、契約締結後（契約予定工事に関しては、協定締結後）に施工方法等の提案を受付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
③　本工事は、予定価格事前公表対象工事である。
④　本工事は、申請時に「企業の施工実績」、「企業の技術力」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付けるとともに、配置予定技術者のヒアリングを実施し、価格と価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
なお、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑤　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
⑥　本工事は､入札価格の積算内訳において、一定の基準に満たない者に対しては、低入札価格調査の実施に際し、項目の追加等による特別重点調査を実施する試行工事である。
⑦　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
⑹　使用する主要な資機材
・コンクリート　約4,760㎥
・鉄筋　約4.5ｔ
・コンクリート管渠　約1,190m
・アスファルト合材　約13,000ｔ

2　競争参加資格
⑴　次に掲げるすべての条件を満たしている者（以下「単体有資格者」という。）、あるいは次に掲げるすべての条件を満たしている者を共同企業体の構成員として、⑵の共同企業体構成基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体（以下｢特定ＪＶ｣という。）であって、3①に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定ＪＶであること。
①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。
②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過していない者でないこと。
③　当機構関西地区における土木工事に係る平成21・22年度の一般競争参加資格の認定を受けている者であること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
④　当機構関西地区における土木工事に係る平成21・22年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記③の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）
⑤　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記③の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑥　平成11年度以降、6⑶に示す提出日の前日までに完成した本工事と同種の工事を元請又は当機構発注工事（※）の一次下請けとしての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
同種工事とは、以下の2要件を満たすものをいう。（㈠、㈡は別工事でも可とする。）
㈠　締固め管理による品質管理を行った整地土工事で、盛土量100,000㎥以上の工事。
㈡　車道において街築工とアスファルト舗装工の両方を同一工事で施工した道路整備工事で、施工延長700m以上の工事。
特定ＪＶは、全ての構成員が前記㈠、㈡のうち少なくとも一方の実績を有し、かつ、前記㈠、㈡両方の実績を有すること。
経常建設共同企業体は、いずれかの構成員が前記㈠または㈡の実績を有し、かつ、前記㈠、㈡両方の実績を有すること。
（※）当機構工事には、旧都市基盤整備公団、旧住宅・都市整備公団及び旧地域振興整備公団工事を含む。